

介護現場で気をつけたいプライバシー保護
なぜプライバシー保護について
考える必要があるのか



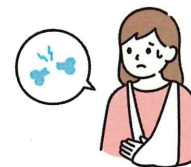
榎井 彩喜恵 先生

あなただったらどう思いますか？

【Q】

あなただったらどう思いますか？

- あなたが日々暮らしている部屋に、誰かが勝手に入ってきたら...あなたは**どう思いますか？**
- あなたが両手を骨折して一人では日常生活を営むことができなくなったとしたら...あなたは周囲の人に**どのように接してほしいと思いますか？**
- 家族ではない人と自宅ではない場所で集団生活をするようになったとしたら...あなたはそこで**どのように暮らしていきたいですか？**



あなただったらどう思いますか？



あなただったらどう思いますか？

- 家族とは異なる人と集団で暮らしている
- 自宅で暮らしていた時とは異なる生活スタイル（スケジュール・ペース）で、施設のルールを踏まえた生活をしている

介護が必要な状態になると・・・



介護が必要な状態になると

- 他者の手を借りる場面が増える
- 他者が自分の体に触れたり、他者が自分の居住空間（居室）に入ってくる機会が増える。自分の意思だけでなく、他者の考えや指示によって行われることもある

介護が必要な状態になると・・・



介護が必要な状態になると

- 支援の際には、身体に触れる必要がある
- 適切な支援をするためには、その人のことを多面的に知る必要がある
(生活歴、病歴、心身の状況、家族構成、経済状況 など)
- 介護を必要とする人は、見られたくない部分、知られたくない部分をさらけ出さなければならない状況である。安心して生活していただくためには、介護現場の職員は、利用者やその家族に関する個人情報を安易にまた詳細に知り得る立場だということを十分理解し、「プライバシー保護」について考え、取り組むことが必要不可欠である



- プライバシー保護について考えることは
 - 安心を提供することにつながる
 - 尊厳を守る介護につながる

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

プライバシーとは何か



榎井 彩喜恵 先生

プライバシーとは



プライバシーとは

「他者の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」

出典：新村出編「広辞苑第七版」岩波書店,2018年,2588頁

「個人の私生活や秘密は、断りなく干渉されないという権利。通信手段の発達、情報化の中で、私事がみだりに公開される危険が大きくなったことから、しだいに一つの基本的人権として確立されるようになった。」

出典：中央法規出版編集部編「七訂 介護福祉用語辞典」中央法規出版,2018年,206頁

「尊厳に結びつくものとして、自尊心や品格がある。自尊心や品格は、その人が属する社会や環境、また、育ち成長する過程のなかで築かれるもので、それを傷つけられることは、その人の尊厳を損なうことになる。利用者の意思が尊重されていない、主体になっていない、人格や品格が傷ついている、尊厳が損なわれている状態におくような介護は、場合によっては虐待に結びつくことも考えられ、絶対にあってはならないこと。」

尊厳とは



尊厳とは

「とうとうおごそかで、おかしがたいこと」

出典：新村出編「広辞苑第七版」岩波書店,2018年,1732頁

「人間が個人として尊重されること。介護分野では、介護保険制度の基本的理念として『尊厳の保持』が明確に示されており、特に『尊厳を支えるケア』の実践が求められている。」

出典：中央法規出版編集部編「七訂 介護福祉用語辞典」中央法規出版,2018年,289頁

「私事。公開したくない個人の私生活や秘密。個人の私生活や秘密を知られない権利。高齢者や障がい者の居室や排泄行為などもプライバシーにあたる。」

出典：大西健二・蒔田勝義「福祉カタカナ語辞典」創元社,2013年,139頁

基本的人権とは



基本的人権とは

「人間が生まれながらに有している権利」

出典：新村出編「広辞苑第七版」岩波書店,2018年,732頁

「人間として持っている当然の基本的な権利のこと。我が国では、憲法の下で基本的人権を尊重することが根本的な原理とされており、『公共の福祉』に反しない限り、法律によっても制限されるものではない。」

出典：中央法規出版編集部編「七訂 介護福祉用語辞典」中央法規出版,2018年,64頁

基本的人権とは



基本的人権とは

11条

基本的人権の享有

13条

個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重

14条

法の下での平等

19条

思想及び良心の自由

24条

家族生活における個人の尊厳と両性の平等

25条

生存権、国の生存権保障義務

介護現場で気をつけたいプライバシー保護

個人情報に関する制度①



榎井 彩喜恵 先生

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）



個人情報保護法について

制定・施行

- 平成15年（2003年）5月制定
- 平成17年（2005年）4月全面施行

個人情報とは

- 生存する個人の情報
 - ①特定の個人を識別できるもの
 - ②個人識別符号が含まれるもの（死者の個人情報は含まない）

個人情報取扱事業者の対象

- 個人情報を取り扱うすべての事業者
- 営利法人のみならず、社会福祉法人、NPOなどの非営利法人も適用

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）



個人情報保護法について

利用目的の特定

- 利用の目的をできる限り特定しなければならない

第三者提供の制限

- 本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない
- 「救急隊員に情報提供」「事故の際の安否情報」「児童虐待情報」などを除く

開示請求

- 遅延なく開示する必要がある
 - 本人が保有個人データの開示を求めたとき
 - 本人または第三者の生命、身体、財産などを害する恐れがある場合などは除く

個人情報法（個人情報の保護に関する法律）

1.取得・利用 ▶ 勝手に使わない！

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



2.保管・管理 ▶ なくさない！漏らさない！

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。



3.提供 ▶ 勝手に人に渡さない！

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



4.開示請求等への対応 ▶ お問合せに対応！

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情に適切・迅速に対応する。



個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

平成16年12月24日 平成18年4月21日改正 平成22年9月17日改正 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス

平成29年4月14日（令和5年3月一部改正）個人情報保護委員会 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/001120905.pdf>

- 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン

平成25年3月 平成28年2月一部改正 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000112849.pdf>



- 個人情報とは生存する個人の情報である
 - ①特定の個人を識別できるもの
 - ②個人識別符号が含まれるもの
- 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない
- 本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない